○○自主防災組織規約（例）

（名称）

第１条　この会は、○○自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

（活動の拠点）

　第２条　本組織の活動拠点は、次のとおりとする。

　（１）平常時は○○とする。

　（２）災害時は○○とする。

　（目的）

　第３条　本組織は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことに

より、水害、土砂災害、地震、津波等の自然災害（以下「災害等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）防災に関する知識の普及・啓発に関すること。

（２）災害等に関する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。

（３）防災訓練の実施に関すること。

（４）災害等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難、

救出・救護、給食・給水等応急対策を行うこと。

（５）防災資機材の整備等に関すること。

（６）他の組織との連携に関すること。

（７）その他本組織の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第５条　本組織は、○○町内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第６条　本組織に次の役員を置く。

（１）会長　　　　　1名

（２）副会長　　　若干名

（３）幹事　　　　若干名

（４）防災委員　　若干名

（５）班長　　　　　班数

（６）監査役　　　　２名

（７）会計　　　　　１名

２　役員は会員の互選による。ただし、防災委員は、地域防災リーダー育成講座「紀の国防災人づくり塾」修了者（又は防災士）、避難所運営リーダー養成講座修了者、消防職員・消防団ＯＢなどを防災に関して一定の知識を有する者もってその職を充てるものとし、会長が指名した者とする。

３　役員の任期は、防災委員は５年、その他の者は１年とする。ただし、再任することができる。

（役員の責務）

第７条　会長は、本組織を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

３　防災委員は、会長、副会長等を補佐し、防災の専門的活動として次のとおり携わる。

（１）住民に対する啓発活動

（２）耐震化や家具固定等の推進

（３）防災訓練や研修などの企画立案

（４）災害時における対応や他の役員に対する助言

４　幹事は防災委員と連携して他の役員を補佐する。

５　班長は幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行うものとする。

６　会計は、会の会計を掌る。

７　監査役は、会の会計を監査する。

（班編成）

第８条　災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため、次のとおり防災組織を編成する。

（１）総務班

（２）情報班

（３）連絡調整班

（４）消火班

（５）救助・救出班

（６）避難誘導班

（７）給食・給水班

２　各班の業務は別紙のとおりとする。

（会議）

第９条　本組織に、総会及び幹事会を置く。

（総会）

第１０条　総会は、全会員をもって構成する。

２　総会は、毎年１回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

３　総会は、会長が招集する。

４　総会は次の事項を審議する。

（１）規約の改正に関すること。

（２）防災計画の作成及び改正に関すること。

（３）事業計画に関すること。

（４）予算及び決算に関すること。

（５）その他、総会が特に必要と認めたこと。

５　総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

（幹事会）

第１１条　幹事会は、会長、副会長、防災委員、幹事及び班長により構成する。

２　幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

（１）総会に提出すべきこと。

（２）総会により委任されたこと。

（３）その他幹事会が特に必要と認めたこと。

（防災計画）

第１２条　本組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

２　防災計画は次の事項について定める。

（１）災害等の発生時における防災組織の編成及び事務分担に関すること。

（２）防災知識の普及に関すること。

（３）災害危険の把握に関すること。

（４）防災訓練の実施に関すること。

（５）災害等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、災害時要配慮者対策、避難所の管理・運営及び他組織の連携に関すること。

（６）その他必要な事項

（会費）

第１３条　本組織の会費は、総会の議決を経て別に定める。

（経費）

第１４条　本組織の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

（会計年度）

第１５条　会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（会計監査）

第１６条　会計監査は、毎年１回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

２　監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附則

　この規約は、○年○月○日から実施する。